

集落営農育成・確保緊急支援事業実施要領（案）

第1 趣旨

食料自給率の低迷、農業の国際化が進展する中で、我が国農業・農村の役割・使命が十分に発揮されるためには、担い手を育成・確保することが不可欠であり、これらの担い手が農業生産の相当部分を担う農業構造を構築することが農政の喫緊の課題となっている。

また、構造改革の立ち遅れが課題となっている土地利用型農業においては、伝統的に地域ぐるみで農地や農業用水の利用調整等が行われている実態を踏まえ、集落を基礎とした営農組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有するなど、経営主体としての実体を有し、将来、効率的かつ安定的な農業経営に発展することが見込まれるものを担い手として位置付け、その育成と法人化を推進するとされたところである。

集落営農の組織化・法人化を強力に推進し、「農業構造の展望」で示した平成27年の集落営農経営2～4万の実現を図るには、現場において最大の課題とされている「集落リーダーが不在で組織化の体制が整っていない」ことに対する支援を緊急的に実施し、地域の取組みを軌道に乗せる必要がある。

このため、集落営農への取組みに向けた具体的な戦略構想を担うリーダーたる人材を幅広く公募し、優れた人材を集落営農を推進するリーダー（以下「集落リーダー」という。）として登用を図り、集落内での農家意向調査等の調整活動を経て、集落の実態を踏まえた将来展望である集落営農戦略ビジョンを明定して集落営農参加者全員の合意形成確立の下で、代表者の定め等の規約・定款締結を完備することにより、集落営農経営に向けた体制の確立を図る。

第2 目標

本事業は、第1の趣旨を踏まえ、都道府県段階において農業団体、関係機関等が相互に連携を図り、集落リーダーによる集落営農の規約・定款の策定に向けた調整活動を緊急に支援することにより、集落営農の組織化・法人化の加速的な推進を図り、19年産から導入する品目横断的経営安定対策の対象者要件を満たす集落営農組織の育成・確保に資するものとする。

第3 事業の実施

1 事業の実施方針

本事業の実施に当たっては、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づき策定された食料・農業・農村基本計画（平成17年3月25日閣議決定）を踏まえ、「担い手総合緊急支援事業」等の事業と連携した集落営農組織の効率的かつ安定的な農業経営への発展に配慮するとともに、平成19年産から導入する品目横断的経営安定対策の対象者要件を満たす集落営農組織の育成・確保に本事業が積極的に活用されるよう配慮するものとする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

集落営農の組織化に向けた具体的な戦略構想を担う集落リーダーたる人材を幅広く公募し、当該集落リーダーの指導の下、集落の将来展望のビジョン化、集落関係者間の合意形成、規約・定款の策定による体制の確立に至る調整活動に対し、緊急的に支援を実施するものとする。

(2) 事業実施主体

本事業の実施主体（以下「実施主体」という。）は、都道府県担い手育成総合支援協議会（担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知。以下「担い手協議会設置要領」という。）第1の2の（2）のウの規定に基づき都道府県知事の承認を受けたものをいう。以下「都道府県協議会」という。）とする。

(3) 実施期間

平成18年度

(4) 補助率

定額（10／10）

3 事業計画の作成等

(1) 事業計画の作成

本事業の実施主体は、事業計画を作成し、地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）に提出するものとする。

(2) 事業計画の重要な変更

事業計画について重要な変更を行う場合は、(1)に掲げる手続に準じて行うものとする。

4 事業実績等の報告

本事業の実施主体は、事業実績を、地方農政局長等に報告するものとする。

第4 他の施策との関連等

国は、本事業の実施に当たっては、地域の実情に応じ次に掲げる施策等との関連とその活用に配慮するものとする。

- 1 品目横断的経営安定対策
- 2 認定農業者等担い手育成・確保に関する施策
- 3 集落営農の育成・確保に関する施策
- 4 水田農業構造改革に関する施策

第5 指導推進体制等

全国担い手育成総合支援協議会（担い手協議会設置要領第1の1の（2）のウの規定に基づき農林水産大臣の承認を受けたものをいう。以下「全国協議会」という。）、都道府県協議会及び地域担い手育成総合支援協議会（担い手協議会設置要領第1の3の（2）のウの規定に基づき都道府県知事の承認を受けたものをいう。以下「地域協議会」という。）は、相互に密接な連携をとりつつ、本事業が円滑かつ効果的に実施されるよう、

以下により推進指導を行うことが望ましい。

1 全国協議会

全国協議会は、本事業の適正かつ円滑な推進を図るため、都道府県協議会に対し、事業の啓発普及や事業の推進指導を行う。

2 都道府県協議会

(1) 都道府県協議会は、集落リーダーの活動を支援するため、各会員の専門的機能を生かし、集落リーダーに助言・指導する担当会員及び担当職員を明らかにする。

(2) 都道府県協議会は、集落リーダーの活動の進捗状況を定期的に把握するため、年数回の連絡調整会議を開催し、集落リーダーの活動の円滑な遂行を支援する。

なお、連絡調整会議は、公開としなければならない。

3 地域協議会

地域協議会は、都道府県協議会と相互に連絡調整を図り、集落リーダーに対し、積極的な指導・支援を行う。また、実施地区内において集落リーダーの世話役を設けるよう現場を指導する。

第6 国の助成措置

国は、予算の範囲において、本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

第7 委任

この要領に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、経営局長が別に定めるところによる。

集落営農育成・確保緊急支援事業の実施について（案）

×この度、集落営農育成・確保緊急支援事業の実施について、下記のとおり定めたので、御了知の上、本事業の円滑かつ適切な実施に特段の御配慮をお願いする。

記

第1 事業の実施

本事業は、次により実施するものとする。

1 実施地区

本事業の実施地区の範囲は、原則として、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条に基づいて市町村が定める農業経営基盤強化促進基本構想において規定することとされている「農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準」に適合する地域とする。

2 事業内容

(1) 本事業は、(2)に基づき登用された集落営農を推進するリーダー（以下「集落リーダー」という。）が行う次のアからウに掲げる事業目的の実現のために必要となる活動を支援するものである。

ア 集落営農への取組みに向けた戦略構想（以下「集落営農戦略ビジョン」という。）の策定

イ 当該集落営農戦略ビジョンに対する集落関係者間の合意形成

ウ 当該集落営農戦略ビジョンの実現を目指す活動主体となる集落営農組織の定款又は規約の締結

なお、集落リーダーが取り組むアからウに掲げる事業目的の実現に向けた活動としては、以下の(3)から(6)に掲げる活動とする。この場合、集落リーダーは、実施地区の実情等を勘案し、自らの判断によってその活動内容が画一的なものとならないように留意するものとする。

また、集落リーダーの活動の適正性を担保するため、集落リーダーと実施主体は、(7)に定めるところにより連絡調整活動を実施するものとする。

(2) 集落リーダーの発掘・登用

実施主体は、集落営農経営に向けた体制の整備を目指す地域において集落リーダーを発掘・登用し、(3)から(6)に掲げる活動を主導させるものとする。

ア 集落リーダーの公募

(ア) 実施主体は、集落リーダーとして活動することを希望する農業内外の人材（以下「希望者」という。）を公募する。

(イ) 実施主体は、集落リーダーの審査・選考会を開催し、希望者からの応募申請書（様式第1号）に基づき、希望者がイに定める集落リーダーの登用要件を具備しているかどうか審査するものとする。

(ウ) 実施主体は、イの審査・選考の結果、希望者が集落リーダーとして適当であると認めた場合には、直ちに地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）あて、関係書類を付して任命書の交付を依頼するものとする（様式第2号）。

なお、実施主体は、希望者へ登用の有無を別に通知（様式第3号）するものとする。

(エ) 地方農政局長等は、実施主体からの推薦に基づき集落リーダーに対し任命書（様式第4号）を交付するものとする。

イ 集落リーダーの登用要件

集落リーダーの登用を受けるためには、次の要件のすべてを満たしているものとする。

- (ア) 希望者が集落営農経営に向けた体制の整備を目指して活動しようとする実施地区において、合意形成に向け強いリーダーシップを発揮し、実践的行動力、実行管理能力に長けていると認められること。

この場合、応募申請書に添付させた履歴書（様式第5号）を参考に、これまでの活動履歴を確認すること。

- (イ) 実施地区における集落営農の将来展望を有していると認められること。

この場合、応募申請書に記載する集落営農への取組方針等を確認すること。

- (ウ) 地域の農業機関・団体の支援体制、実施地区の受入体制が整っていること。

この場合、地域の農業機関・団体の支援体制を確認するため、応募申請書に推薦状（様式第6号）を添付させること。また、実施地区の受入体制については、地域担い手育成総合支援協議会（担い手協議会設置要領第1の3の（2）のウの規定に基づき都道府県知事の承認を受けたものをいう。以下「地域協議会」という。）を通じて把握するものとする。

- (エ) 実施地区の状況が、集落営農経営の育成・確保に適した条件を備えていること。

この場合、応募申請書により、実施地区の範囲、当該地区内の農用地面積、当該地区内の農用地所有者等の集落営農への参加見込み、当該地区の作付状況等を確認し、例えば、実施地区が、品目横断的経営安定対策の経営規模要件を満たし得る場合には、集落営農経営の育成・確保に適した条件を備えていると判断するものとする。

ウ 実施地区での集落リーダー体制

実施主体は、原則として、一実施地区当たり集落リーダー一人を登用するものとするが、実施地区の実情に応じ相当な理由があると認めるときは、二人までを限度として登用することができるものとする。

(3) 「集落営農戦略ビジョン」の策定

ア 集落の現状把握、農家意向把握

集落リーダーは、集落営農戦略ビジョンを策定するため、実施地区において、必要に応じて次の調査を実施するものとする。

- (ア) 実施地区の現状把握（農家、経営耕地、機械稼働状況等）調査

- (イ) 実施地区内の農家を対象とした集落営農への意向把握調査（アンケート調査）

イ 「集落営農戦略ビジョン」の策定

集落リーダーは、アの調査結果を踏まえ、有識者等との検討会を実施し、その実施地区内の実態を踏まえた実現性ある将来展望として、集落営農の形態のあり方、農地管理のあり方、農作業のあり方、機械利用のあり方、地域の役割分担のあり方、ビジョンの実現に向けた実践活動計画等を定めた集落営農戦略ビジョンを策定するものとする。

ウ 専門家への相談活動

集落リーダーは、集落営農戦略ビジョンの策定に資するため、必要に応じて税理士等の専門家から、集落営農の会計処理、経営のあり方等について助言を求められることができるものとする。

エ 市町村等の協力

市町村、農業協同組合及び農業委員会等（以下「市町村等」という。）は、地域協議会の会員として担い手支援活動を展開し、地域の実情に精通していることから、集落リーダーからイの検討会への有識者等の派遣要請があった場合には便

宜を図るとともに、集落営農戦略ビジョンの策定に必要な情報の提供又は助言等を行うものとする。

(4) 集落関係者間の合意形成活動

ア 集落座談会等の活用

集落リーダーは、策定した集落営農戦略ビジョンを集落座談会等の場を活用し、農家女性、農家後継者等を含め集落関係者間への周知を図り、活発な話し合い活動を通じて共通の理解の醸成に努めるものとする。

イ 先進地視察等の実施

集落リーダーは、必要に応じて、実施主体及び都道府県内の市町村等の協力を受け、先進的な集落営農の代表者等による講演会の開催や優れた集落営農の取組の現地視察等を実施し、集落営農の取組に向けて必要な事項を集落関係者間の共通認識として確認の上、集落営農戦略ビジョンの合意形成に努めるものとする。

(5) 集落営農の定款又は規約の締結

ア 定款又は規約の締結

集落リーダーは、集落営農への参加者全員の集落営農戦略ビジョンの合意形成が確立された場合には、集落営農組織を立ち上げるため、定款又は規約を策定し、当該参加者間で締結を図るものとする。

イ 定款又は規約の記載事項

集落リーダーが策定する定款又は規約は、特定農業団体における記載基準（農業経営基盤強化促進法施行令第4条）に準拠して策定するものとする。

(6) その他の活動

集落リーダーは、(3) から (4) に掲げる活動の他、(1) のアからウに掲げる事業目的の実現に向け、必要な活動を実施するものとする。

(7) 連絡調整活動

ア 連絡調整活動

集落リーダーは、活動の進捗状況等を取りまとめ、定期的の実施主体に報告（様式第7号）するとともに、その活動の過程において発生する様々な課題について、助言・指導を求めるものとする。

イ 連絡調整会議

実施主体は、集落リーダー及び当該集落リーダーをサポートする地域の農業機関・団体間の連絡調整や集落リーダーの活動の進捗状況等を把握しての情報交換・提供等を目的とした連絡調整会議を開催し、総合的な進行管理を行うものとする。

第2 集落リーダーの活動に係る手続等

1 集落リーダーへの活動費交付

(1) 活動費の交付

ア 実施主体は、活動終了報告書（様式第8号）及び活動費交付申請書（様式第9号）並びに関連資料の提出を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であることを認めた上で、活動費交付決定通知書（様式第10号）により当該集落リーダーに通知し、活動費を交付するものとする。

なお、第1の2の(1)のアからウに掲げる事業目的が未達成であった場合には、集落リーダーの活動に対する謝金相当額については、交付することができないものとするが、ウに規定する事務経費については、イに規定する交付上限額の4割の範囲で交付することができるものとする。

イ 活動費の交付額は、第1の2の(1)のアからウに掲げる事業目的の実現に向けた活動に要する費用の範囲内とし、一実施地区当たり40万円を上限額とする。

ただし、第1の2の(2)のウの規定に基づき、一実施地区で二人の集落リーダーを登用した場合には、80万円を上限額とすることができる。

ウ 集落リーダーへの活動費のうち事務経費は、次に掲げる経費以外の集落リーダーの活動に要した経費とする。

(ア) 集落リーダーの活動に対する謝金

(イ) 集落座談会における飲食に要した経費

(ウ) 集落リーダー以外の者による先進地視察に要した旅費

(エ) 事務機器等の購入費その他の第1の2の(1)のアからウに掲げる事業目的の達成に向けた活動とは直接関係のない費用

エ 実施主体は、実施地区において第1の2の(1)のアに掲げる事項が実現した場合には、活動終了前であっても、アの手続に準じて、アのなお書きに規定する事務経費の交付上限額の4割の範囲で、活動費を交付することができるものとする。

この場合、交付額には、集落リーダーの活動に対する謝金相当額を含めることができないものとする。

2 事業の中止・中断等の取扱い

(1) 実施主体は、次に掲げる事項に該当する事態が発生した場合は、速やかに事態の概要を把握するとともに、必要に応じてその改善を指導するものとする。

なお、集落リーダーが、その活動の継続の辞退を申し出た場合には、実施主体は、当該実施地区において第1の2の(2)の規定に基づき、集落リーダーを改めて登用し、当該実施地区での事業の継続を図ることが望ましい。

ア 承認申請書の内容が虚偽であると認められる場合

イ 集落リーダーに事業の継続の意志がないと認められる場合

ウ 傷病その他の事由により事業の中止若しくは中断が必要となったと認められる場合

エ その他、やむ得ない事由により、事業の中止若しくは中断が必要となったと認められる場合

(2) 実施主体は、(1)のアからエに掲げる事由のいずれかが発生したことにより事業の中止若しくは中断が必要であると認める場合には、活動中止(中断)決定書(様式第11号)を作成し、当該集落リーダーに通知するものとする。

3 活動の終了報告

(1) 集落リーダーは、活動が終了した場合には、速やかに、活動終了報告書及び活動費交付申請書を作成し、実施主体に提出するものとする。

(2) 集落リーダーは、活動の中止若しくは中断が必要となった場合には、実施主体にその旨報告するものとする。この場合、実施主体より通知された中止決定書に基づき、所定の手続きを行うものとする。

第3 事業計画及び事業実施の報告

1 事業計画

実施主体は、事業計画(様式第12号)を取りまとめ、地方農政局長等あて提出するものとする。

2 事業報告

実施主体は、平成18年度における事業実績(様式第12号)を、翌年度の5月末日までに地方農政局長等あて報告するものとする。

別紙

活 動 計 画 書

1 現状把握調査活動計画

活動日数	活動内容	活動人員	備考

2 意向把握調査活動計画

活動日数	活動内容	活動人員	備考

3 情報収集活動計画

実施年月日	活動内容	活動人員	備考

4 税務等相談活動計画

実施年月日	活動内容	相談員	備考

5 集落営農戦略ビジョン案検討会開催計画

実施年月日	活動内容	出席人員	備考

6 合意形成促進活動計画

実施年月日	活動内容	出席人員	備考

7 定款又は規約締結に向けた活動計画

実施年月日	活動内容	出席人員	備考

8 その他の活動計画

実施年月日	活動内容	出席人員	備考

(様式第2号)

任 命 依 頼 書

年 月 日

地方農政局長（注） 殿

〇〇県担い手育成総合支援協議会
会長 〇〇 〇〇

「集落営農育成・確保緊急支援事業の実施について」（平成18年4月1日付け17経営第〇〇〇号経営局長通知）記の第1の2の（2）のアの（イ）の規定に基づき、集落リーダーとしての活動を希望する者から別添のとおり応募申請書が提出され、内容を審査したところ適正と認められるので、同通知記の第1の2の（2）のアの（ウ）の規定に基づき、下記の者に対する集落リーダーへの任命書の交付をお願いします。

記

〇集落リーダー住所・氏名

住 所	氏 名

注：北海道にあつては経営局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長とする。

(様式第3号)

通 知 書

年 月 日

住所
氏名

殿

〇〇県担い手育成総合支援協議会
会長 〇〇 〇〇

平成 年 月 日付けをもって応募申請のあった集落営農育成・確保緊急支援事業における集落リーダーの活動については、貴殿に請け負っていただくことといたしましたので、下記のとおり通知します(注)。

記

1 実施区域

〇〇市〇〇町 〇〇集落及び△△集落
(区域が集落の一部の場合等には、地図により位置を特定するものとする。)

2 注意事項

- ア 集落リーダーは、活動終了報告書を、平成18年3月末日までに〇〇県担い手育成総合支援協議会会長まで提出しなければならないこと。
- イ 集落リーダーは、〇〇県担い手育成総合支援協議会に対し、定期的に活動内容を報告すること。
- ウ 次に掲げる事項に該当する事態が発生した場合には、事業を中止することがあること。
- (ア) 承認申請書の内容が虚偽であると認められる場合
- (イ) 集落営農推進リーダーに事業の継続の意志がないと認められる場合
- (ウ) 事業の期間中における傷病その他の事由により事業の中止が必要となったと認められる場合
- (エ) その他事業実施主体が、事業の中止がやむを得ないと認める事由が発生した場合
- エ 集落リーダーの活用に要した経費のうち、「集落営農育成・確保緊急支援事業の実施について」(平成18年4月1日付け17経営第〇〇号経営局長通知)第2の1の(1)のエに規定する交付上限額を超える経費については交付できないこと。

注：不登用の場合には、下線部を「下記の理由により請け負っていただくことができませんので、この旨通知いたします」と記載し、下記として、非承認の理由を記載するものとする。

(様式第4号)

任 命 書

住 所
氏 名 殿

平成18年 月 日付けをもって、貴殿を集落リーダーに任命する。

〇〇農政局長（注）

注：北海道にあつては経営局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長と記載する。

(様式第5号)

略 歴 書

住 所	〒				
フリガナ 氏 名				生年月日	年 月 日 (才)
略歴	年号	年	月	学歴・職歴・賞罰	

上記のとおり相違ありません。

氏 名 _____

<p>個人情報について※</p> <p>1 この略歴書でご提供いただいた個人情報は、安全かつ厳重に管理致します。</p> <p>2 この略歴書に記載された個人情報は、集落営農推進リーダーの承認審査の為にのみ使用します。</p> <p>3 この略歴書に記載された個人情報は、貴殿のご同意なく当協議会の関係機関及び農林水産省以外の第三者に開示・提供・預託することはありません。</p>

(様式第6号)

推 薦 状

平成18年 月 日

〇〇県担い手育成総合支援協議会
会長 〇〇 〇〇 殿

推薦者 住所 _____
氏名又は名称 _____

この度、集落営農育成・確保緊急支援事業における集落リーダーに応募する〇〇〇〇氏について、下記のとおり推薦しますので、よろしくお願い申し上げます。

また、同氏が集落リーダーとして活動することとなった場合には、その活動を支援・協力してまいります。

記

- 1 本人の集落リーダーとしての能力・性格等についての全般的な感想

- 2 推薦理由

(様式第7号)

定期報告
(活動期間： 月 日～ 月 日)

月日	活動内容	活動実施上の疑問点・課題・所感
	•	• • •
	•	• • •
	•	• • •

期間内の活動全体を通じての疑問点・課題・所感

-
-
-

今後の取組みに対する考え方

-
-
-

(様式第8号)

活動終了(活動経過)報告書

年 月 日

〇〇県担い手育成総合支援協議会
会長 〇〇 〇〇 あて

〇〇地区集落リーダー

住所

氏名

平成 年 月 日付けをもって承認のあった集落リーダーの活動について、下記のとおり実施したので報告します。

記

1 現状把握調査活動計画

活動日数	活動内容	活動人員	備考

2 意向把握調査活動計画

活動日数	活動内容	活動人員	備考

3 情報収集活動計画

実施年月日	活動内容	活動人員	備考

4 税務等相談活動計画

実施年月日	活動内容	相談員	備考

5 集落営農戦略ビジョン案検討会開催計画

実施年月日	活動内容	出席人員	備考

6 合意形成促進活動計画

実施年月日	活動内容	出席人員	備考

7 定款又は規約締結に向けた活動計画

実施年月日	活動内容	出席人員	備考

8 その他の活動計画

実施年月日	活動内容	出席人員	備考

注：「集落営農戦略ビジョン」及び「規約(又は定款)」が完成している場合には、活動終了(活動経過)報告書に添付すること。

また、活動経過報告書は、第2の1の(1)のウの規定により概算払いを請求する場合に提出するものとする。

(様式第9号)

活動費（活動費概算払）交付申請書

年 月 日

〇〇県担い手育成総合支援協議会
会長 〇〇 〇〇 あて

〇〇地区集落リーダー
住所 _____
氏名 _____

集落営農育成・確保支援事業に係る活動について、別添活動終了（活動経過）報告書のとおり実施したので、下記により活動費の交付を申請します。

記

1 交付申請額

金 円

2 収支決算

(1) 収入の部

区 分	決 算 額	備 考
活動助成費	円	
合 計		

(2) 支出の部

区 分	決 算 額	備 考
集落営農推進リーダー活動謝金・旅費 相談員謝金・旅費 ・	円	
合 計		

3 活動費の振り込み口座

(注) 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

注：活動費概算払交付申請書は、第2の1の(1)のウの規定により概算払いを請求する場合に提出するものとする。

(様式第10号)

活動費交付決定通知書

年 月 日

〇〇地区集落リーダー
住所
氏名 あて

〇〇県担い手育成総合支援協議会
会長 〇〇 〇〇

平成 年 月 日付けで申請のあった集落営農育成・確保支援事業に係る活動費については、下記のとおり交付を決定したので通知する。

記

交付決定額 金 円

(様式第11号)

活動中止決定書

年 月 日

〇〇地区集落リーダー

住所

氏名

あて

〇〇県担い手育成総合支援協議会

会長 〇〇 〇〇

平成 年 月 日付けをもって承認された集落リーダーの活動について、下記のとおり活動の中止（廃止）を決定したので通知します。

記

1 事業の中止（廃止）の決定日

2 中止（廃止）後の措置

ア 事業について

イ 経費について

(様式第12号)

集落営農育成・確保緊急支援事業計画（実績）報告

【〇〇県担い手育成総合支援協議会】

1 集落営農推進リーダーの発掘・登用計画（実績）

(1) 集落営農推進リーダーの公募

公募年月日（公募期間）	
-------------	--

集落営農推進リーダー応募数	人
---------------	---

(2) 審査・選考会

開催年月日	開催場所	審査・選考委員（役職・氏名）	備考

(3) 集落営農推進リーダー登用者の概要

氏名	住所	性別	年齢	出身団体	実施地区（在住有無）	備考
計 人						

2 連絡調整会議の開催（実績）

開催年月日	開催場所	参加者数	協議内容	備考

3 集落営農推進リーダーに対する支援・協力体制（都道府県協議会会員の役割分担）

--

4 事業成果

定款・規約締結した集落営農数	組織
----------------	----

注：集落営農推進リーダーから提出される活動計画書（活動終了報告書）、集落営農戦略ビジョン及び規約又は定款を添付すること。

集落営農育成・確保緊急支援事業実施計画（別表）

都道府県名： _____

番号	市町村	地区名	地域区分		地区内生産状況				地区内総農家数	参加見込み数	認定農業者数	リーダー（候補）氏名	地区内在住の有無	出身団体	地区内農用地面積	加入意向	市町村等のサポート体制等
			中山間	中山間以外	米	麦	大豆	その他									
1	〇〇市	〇〇地区	○		○				人 30	人 21	人 1	〇〇 太郎	○	普及指導センター	ha 30	○	・農協主催の集落座談会の開催 ・市からの相談員の派遣 ・先進地情報等の提供 等
2	△△町	〇〇+△△地区		○	○				50	35	3	△△ 次郎	×	J A △△	50	○	・町による各種説明会の開催 ・普及指導センターからの相談員の派遣 ・農協主催の研修会の開催 等
3	□□村	□□地区の一部	○		○				15	13	0	□□ 三郎	○	□□村	15	○	・村主催の集落座談会の開催 ・村農業委員会による農地利用調整活動 ・農協による法人化支援 等

）

?	●●市	●●地区		○					10	6	0	●● 留雄	○	集落内農家	20	○	・市によるリーダー研修会の開催 ・農協によるサポートメンバーの発掘 等
---	-----	------	--	---	--	--	--	--	----	---	---	-------	---	-------	----	---	---

* 1の地区が最も事業実施の優先順位が高く、下るにつれて優先度合が低下するように記載。

(記載上の注意事項)

- 1 本表には、集落営農育成・確保緊急支援事業の事業計画の別表として、事業実施（予定）地区に関する詳細な内容を記載するものとする。
- 2 本表の作成に当たっては、集落営農経営に向けた体制の確立を図り得るか、品目横断的経営安定対策の実施に資する地区であるか等の観点から、事業実施（予定）地区の優先順位を決め、その順位に従って上から順番に記載していくものとする。
- 3 「地区名」欄には、事業実施（予定）地区の範囲が分かる名称を記載するものとする。
例えば、当該地区が〇〇集落の範囲と一致する場合には、「〇〇集落」と、当該地区が〇〇集落と△△集落の2集落の範囲と一致する場合には「〇〇集落・△△集落」と記載する。
なお、集落の一部を地区とする場合には、当該地区が「農業経営基盤強化促進法に基づく都道府県基本方針及び市町村基本構想の見直し等について」（平成17年9月1日付け17経営代3348号経営局長通知）記第1の2の（4）の規定に適合することを確認するものとする。
- 4 「地域区分」欄には、当該事業実施（予定）地区が、中山間地域にある場合には「中山間」欄に、中山間地域以外の地域にある場合には「中山間以外」欄に、「○」を付すものとする。なお、中山間地域とは、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第4の1に規定する地域とする。
- 5 「地区内生産状況」欄には、当該事業実施（予定）地区における農業生産の状況として、主として栽培されている作目に「○」を付すものとし、米、麦、大豆のいずれにも該当しない場合には、「その他」欄に具体的な作目名を記載するものとする。
- 6 「参加見込み数」欄には、「地区内総農家数」のうち、集落営農組織への参加が見込まれる農家数を記載するものとする。
- 7 「認定農業者数」欄には、地区内における担い手不足に伴う集落営農経営の確立の必要性について判断するために、平成18年1月1日現在で、当該地区内において米、麦、大豆を主に栽培している認定農業者の数を記載するものとする。
- 8 「地区内在住の有無」欄には、集落営農推進リーダー（候補者）が、当該地区内に常時居住している者である場合には「○」を、常時居住していない場合には「×」を付すものとする。
- 9 「出身団体」欄には、集落営農推進リーダー（候補者）が「都道府県」「市町村」「農協」「普及指導センター」等の元役員である場合（又は現任役員である場合）には、その出身（又は所属）団体の名称を記載するものとする。
なお、集落営農推進リーダー（候補者）がいずれの団体の元役員（又は現任役員）でない場合には、当該者の現在の具体的な立場（例えば、集落代表者、自治会長、農会長、共同組織代表者、集落内農家等）を記載するものとする。
- 10 「地区内農用地面積」欄には、当該事業実施（予定）地区内に存する農用地の総面積を記載するものとする。
- 11 「加入意向」欄には、当該事業実施（予定）地区において育成・確保しようとする集落営農組織が品目横断的経営安定対策へ加入することを目指す判断される場合には「○」を、そうでない場合には「×」を付すものとする。
- 12 「市町村等のサポート体制等」欄には、当該事業実施（予定）地区が属する市町村、農協等における集落営農の組織化・法人化への支援体制を具体的に列記するとともに、併せて、集落営農経営への発展に向けた育成支援策等を記載するものとする。

○集落営農育成・確保緊急支援事業関係Q&A

問1 事業の内容を教えてください。

(答)

- 1 本事業は、集落営農の組織化・法人化を強力に推進し、「農業構造の展望」で示した平成27年の集落営農経営2～4万の実現を図るためには、現場において最大の課題とされている「集落リーダーが不在で組織化の体制が整っていない」ことに対する支援を緊急的に実施し、地域の取組みを軌道に乗せることが重要であるとの観点から、措置しようとするものである。
- 2 本事業の具体的な内容は、次のとおり。
 - ① 事業実施主体である都道府県担い手育成総合支援協議会が、普及指導員やJA営農指導員の経験者をはじめ、集落営農への取組みに向けた具体的な戦略構想を担うリーダーたる人材を幅広く公募し、審査・選考を経て、「集落営農推進リーダー」として登用する。
 - ② 当該集落リーダーは、地域の農業機関・団体の協力を受けて、集落の現状把握やアンケート調査による農家の意向把握を実施し、有識者等との検討を経て、事業実施区域の実態と実現性ある将来展望を「集落営農戦略ビジョン」(案)として策定した上で、税理士等の専門家相談や集落営農の先進地視察、講演会等を実施し、現状の共通認識や理解の醸成を促進し、「集落営農戦略ビジョン」(案)に対する合意を形成する。
 - ③ 「集落営農戦略ビジョン」について、集落営農参加者全員の合意形成を確立し、集落営農を組織化するため、規約・定款を締結し、集落営農経営に向けた体制を確立する。

問2 一地区あたりの事業費はいくらか？

(答)

1地区当たり40万円の事業費を積算し、補助率定額(10/10)としている。
全国約5,000地区において、集落リーダーの活動に対し政策支援を実施するものである。

問3 どのような活動経費に活用できますか。

(答)

活動経費には、集落営農の組織化・法人化のプログラムとして、

- ①集落の現状把握活動
- ②農家の意向把握・調整活動
- ③ビジョンの策定
- ④合意形成活動
- ⑤情報収集活動
- ⑥専門家等相談
- ⑦連絡調整活動

について、所要の経費を計上している。

本事業は、規約・定款を有する集落営農を育成・確保することが目的であり、事業成果を重視した運用を図るため、上記活動以外にも、集落リーダーの戦略構想や集落営農の成熟度に応じた所要の活動が展開できるよう、集落リーダーの活動の自由性を確保する。

また、活動経費の用途についても、ネガリストを提示するにとどめる措置を検討している。

問4 事業目的が達成されなかった場合には、補助金はどうなるのか？

(答)

規約・定款を有する集落営農を育成・確保することが目的であり、絶対的な要件である。

一地区当たり一律40万円定額の活動経費の用途については、ネガリストの提示にとどめ、現場地区に応じた集落リーダーの活動の自由性を確保したい。

このような事業目的の達成に向け自由な活動を確保されているにもかかわらず、規約・定款を有する集落営農を育成・確保するという集落リーダーの請負履行がない場合は、事業目的が達成されないこととなるため、適切な措置を講ずることとする。

問5 事業で形成される集落営農は、国の言う「担い手」要件を満たさなければならぬのか？

(答)

新しい「食料・農業・農村基本計画」においては、「担い手」を「効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営」と定義しているところであり、その育成・確保を加速化することが必要とされている。

本事業も、こうした「担い手」の育成・確保のための施策の一つではあるが、本事業の目的は、こうした「担い手」の母体となる集落営農を緊急に育成・確保することにあることから、本事業の成果として、直ちに「担い手」と呼べる段階に至るまでを求めておらず、集落営農戦略ビジョンを策定した上で、集落営農の参加者全員の合意形成を確立し、「集落営農の規約・定款」を締結することを求めているところである。

すなわち、本事業は、規約・定款を有する集落営農を育成・確保することが究極の事業目的である。

問6 本事業では、集落営農戦略ビジョンを策定した上で、集落営農参加者全員の合意形成を確立し、集落営農の規約・定款を締結することが要件となっているが、これ以外に例えば経理一元化等の要件が課されるのか？

(答)

本事業は、集落営農経営に向けた体制の確立を目的としていることから、集落営農戦略ビジョンを策定した上で、集落営農参加者全員の合意形成を確立し、集落営農の規約・定款を締結することが本事業の目的である。

経理の一元化等のいわゆる特定農業団体の要件充足は、本事業によって組織化された集落営農が集落営農戦略ビジョンでの実践活動計画（工程表）に基づき目指す目標として、ステップバイステップによる実践にて具備していくものである。

問7 認定農業者等に農地の集積を進め、集落単位で土地利用、営農を実施する集落営農組織を目指す場合も、本事業の対象となるのか？

(答)

集落営農の中には、認定農業者等に農地の利用集積を進め、集落単位で土地利用、営農を実施することを目指すものがあるが、本事業は、効率的かつ安定的な集落営農経営（経営主体としての実体を有するもの）に向けた体制の確立を図ることを目的とするものであることから、本事業の目的に即しているとは言えないと考える。

問8 本事業は、今まで何も活動実態のない集落しか対象にならないのか？

(答)

例えば、農用地利用改善団体はあるが世代交代で何年も前から幽霊団体化しているような場合に、再度、集落リーダーによる集落内調整活動によって、集落営農戦略ビジョンを策定した上で、集落営農参加者全員の合意形成を確立し、既存の団体とは別に規約又は定款を有する集落営農組織を立ち上げようというのであれば、本事業を活用することは可能と考える。

なお、既に、規約・定款を有する集落営農として組織化され、現に活動している場合には、本事業の目的を既に実現しているため、対象とはならない。

問9 集落リーダーとは、どのような者か？

(答)

集落リーダーには、第一線をリタイヤした農業内外の人材などで集落の将来ビジョンの実現に向けた強い信念と実行力を持った者を登用したい。

①農協、普及、農委、市町村に代表される地域の農業行政機関・団体OB

②現役の集落代表者、受託・共同利用組織の代表者

③集落との縁が極めて深い農業外の者

等が任命されることが好ましい。

問10 集落リーダーとなる要件は？

(答)

次の要件のすべてを満たしていることとする。

① 集落リーダーとして活動することを希望する者が、その活動区域において、合意形成に向け強いリーダーシップを発揮し、実践的行動力、実行管理能力に長けていると認められること。

② 実施地区における集落営農の将来展望を有していると認められること。

③ 実施地区の地域の農業機関・団体の支援体制、受入態勢が整っていること。

④ 実施地区の状況が、品目横断的経営安定対策の加入対象の要件を満たし得る条件を備えていること。

問 11 集落リーダーの登用方法は？

(答)

事業実施主体は、次の手続により集落リーダーとして登用する。

- ① 事業実施主体は、平成18年度、集落リーダーとして活動することを希望する農業内外の人材を募集(公募)し、希望者は当該募集期間内に、事業実施主体あて応募する。
- ② 事業実施主体は、申請書類等から、当該希望者が集落リーダーとしての要件を具備しているかどうかを審査する。
- ③ 事業実施主体は、審査・選考会を開催し、希望者が集落リーダーとして適当であると認めた場合には、直ちに地方農政局長等あて推薦するものとする。
- ④ 地方農政局長等は、推薦に基づき集落リーダーに対し任命書を交付するものとする。

(集落リーダーの登用に際しての要件については、問9参照のこと。)

問 12 事業実施主体たる都道府県担い手育成総合支援協議会と集落リーダーとの関係は？

(答)

本事業の事業実施主体は、都道府県担い手育成総合支援協議会である。

集落リーダーは、都道府県担い手育成総合支援協議会からの請負的立場として、

- ① 集落営農戦略ビジョンの策定
- ② それに関する集落営農参加者全員の合意形成の確立
- ③ 規約又は定款を有する集落営農組織の立ち上げ

に関する活動を主導する者である。

したがって、都道府県担い手育成総合支援協議会は、集落リーダーの活動内容を掌握し、事業実施状況について管理を行い、適切な指導・助言を行うとともに、事業実績として、集落営農戦略ビジョン及び規約・定款を国に提出する義務を負うこととなる。

また、集落リーダーは、都道府県担い手育成総合支援協議会やサポート体制にある地域の農業機関・団体の指揮・監督の下で、地区内における農家の意向把握、情報収集や集落座談会等を活用した話合い活動等を実施し、前述の①から③の実現に取り組むこととなる。

問13 集落リーダーは、集落営農組織の代表者にならないといけないのか？

(答)

定款又は規約の締結により集落営農を組織化する際、集落リーダーが、当該組織の代表者として当該定款又は規約に位置付けられなければならないということはない。

しかしながら、集落リーダーが集落在住者の場合には、一般論として組織の立ち上げに際し、強いリーダーシップを発揮し、集落営農戦略ビジョンの策定をリードした、意欲も能力もある当該集落リーダーが代表者になる方が、集落営農戦略ビジョンの実現や集落営農経営への発展が円滑に進むのではないかと考えられる。

問14 集落リーダーは、地域に縁のある人である方が効果的であり、公募以外でも集落が必要とする人材を的確に登用できる仕組みとすることが重要では？

(答)

- 1 集落リーダーが集落内において集落営農の組織化に向けた合意形成のための調整活動を円滑に展開するには、集落リーダーが当該集落の在住者である方が活動する上で有利であり、実際の事例においても集落在住者がほとんどを占めているところである。
- 2 しかしながら、集落在住者だけでは集落リーダーが不足している状況にあり、現役時代に当該集落を担当していた普及指導員、JA営農指導員、市町村職員等集落外の者であっても極めて当該集落との縁が深く、これまで営農指導等の経験を持つ者であれば、集落リーダーとして相応しく、これらの者を広く登用するためには、公募を行うことも有効な手法であると考ええる。
- 3 一方、本事業は、平成18年度限りの1年間という極めて短期間に規約・定款を備える集落営農の育成・確保を図ることから、集落の受け入れ態勢や地域の農業機関・団体の支援体制が万全であることを前提に、効率的に集落リーダーを登用する必要があると考えている。
- 4 以上のことから、募集に際しては、
 - ① 担い手育成総合支援協議会の構成団体OBの場合には、当該構成団体の推薦状を添えて応募する
 - ② 受託・共同利用組織の組織内リーダーの場合には、当該受託・共同利用組織の推薦状を添えて応募する
 - ③ 自薦の場合には、当該集落の代表者、地域の農業機関・団体の推薦状を添えて応募することを基本とすることとする。
- 5 このような推薦方式を基本とすることにより、
 - ① リーダーを指導・監督する農業機関・団体が明定すること
 - ② 農業機関・団体にとってみれば包括的な担当集落が存在することとなり、リーダーの「個的」な調整活動とそれを支える「組織的」なサポート体制が実質的に構築できることを期待している。

問15 既に集落営農戦略ビジョンと同じ様な内容のビジョンを策定している場合でも、本事業を実施できるのか？

(答)

本事業は、集落営農戦略ビジョンを策定し、そのビジョンの実現に取り組む集落営農を組織化することを目的としていることから、既に集落営農の組織化を実現している場合には、本事業を利用することはできないが、集落営農戦略ビジョンと同様のビジョンは策定したが、未だ、集落内の関係者の同意が得られず規約又は定款の締結には至っていないという場合には、利用することができる。

問16 集落営農戦略ビジョンには、具体的にどのような内容を記載すべきか？

(答)

集落営農戦略ビジョンには、主に次の事項を記載するものとする。

- ① 集落営農の形態のあり方
- ② 農地管理のあり方
- ③ 農作業のあり方
- ④ 機械利用のあり方
- ⑤ 地域の役割分担のあり方
- ⑥ 実践活動計画（工程表）
- ⑦ 実践活動に必要な事業導入計画 等

なお、策定に当たっては、農用地利用規程の試案が参考になる。

また、本事業を活用して農用地利用改善団体を設立し、農用地利用規程の認定を受けた場合には、集落営農戦略ビジョンの策定及び規約又は定款の締結が実現したものと考えて差し支えない。

問17 集落営農の規約・定款には、どのような事項を記載すべきか？

(答)

1 集落営農の規約は、任意組織の運営について最低限必要な事項を記載する必要がある。

具体的には、

- ① 目的
 - ② 名称
 - ③ 地区
 - ④ 事業
 - ⑤ 組合員の資格及び組合への加入脱退
 - ⑥ 組合の役員を選出、任期等
 - ⑦ 総会の議決事項、議決方法等
- 等である。

なお、作成に当たっては、「農用地利用改善事業実施団体規約試案」が参考になる。

2 定款は、集落営農を法人として立ち上げる場合に、必ず定めなければならないものであり、定款の規定事項は法定されている。

例えば、集落営農が法人化する際に多く用いられている農事組合法人における定款の規定事項は、次のとおりである（農協法第73条の11）。

- ① 事業
- ② 名称
- ③ 地区
- ④ 事務所の所在地
- ⑤ 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定
- ⑥ 出資一口の金額及びその払込みの方法並びに1組合員の有することのできる出資口数の最高限度
- ⑦ 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
- ⑧ 準備金の額及びその積立ての方法
- ⑨ 事業年度
- ⑩ 公告の方法
- ⑪ 役員の数、職務の分担及び任免に関する規定

なお、作成に当たっては、「農事組合法人模範定款例」が参考になる。

問18 定款又は規約を有する集落営農をいつまでに組織化するよう現場に指導したらいいか

(答)

19年産から導入される品目横断的経営安定対策の実施に資することが極めて重要であることから、加入の受付が開催される、夏から秋頃までに組織化が図られることが急務である。現場に対しては、早急な取組みに向けた指導をお願いする。